

令和4年度 第8回 福島市地域公共交通活性化協議会

日時：令和5年2月21日（火）午後3時00分～

会場：福島市役所7階 議会会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 報 告（令和4年度事業）

- ① 福島市地域公共交通計画（素案）に関するパブリック・コメントの結果報告について・・・資料1
- ② 今年度の取組経過
 - ・公共交通事業者の状況について
 - ・「パークアンドライド事業」について（実績報告）・・・資料2
 - ・「シェアサイクル事業」について（経過報告）・・・資料3
 - ・「古閑裕而メロディーバス事業」について（経過報告）・・・資料4

(2) 協 議（令和5年度事業計画）

- ① 令和5年度公共交通等事業計画（案）について・・・資料5
 - ・福島市地域公共交通利便増進実施計画の策定
 - ・モビリティ・マネジメント推進事業
 - ・パークアンドライド事業
 - ・地域で支える交通（小さな交通）推進事業
 - ・（仮称）福島市サインガイドラインの作成
- ② 令和5年度予算（案）について・・・資料6
- ③ 福島市地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について・・・資料7

3 閉 会

福島市地域公共交通計画(素案)に関する パブリック・コメントの結果について

令和5年1月5日(木)から2月6日(月)まで、福島市地域公共交通計画の策定に関するパブリック・コメントを実施し、市民の皆様等からのご意見を募集いたしましたので、その結果及びご意見に対する回答を報告いたします。

1 意見提出者及び件数 2名(3件)

2 意見の内訳

(1) 第5章 2件
(2) その他 1件

以上3件の意見をいただきました。

3 意見の概要と意見に対する考え方

いただいたご意見の概要と考え方は次のとおりです。

いただいたご意見については、本計画の策定のための参考とさせていただきます。なお、ご意見の内容につきましては、原文を要約して掲載しております。

No.	章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
1	第5章	公共交通体系を実現させるための施策	<p>輸送人員や人口減少による鉄道路線見直しが議論されているなか、JR東北本線・奥羽線、福島交通飯坂線、阿武隈急行線の利用者数を増加させることが必要である。</p> <p>そのためには、卸町駅の駐車場増設、駐輪場の屋根設置によりパークアンドライドを強化するとともに、降雪時の高校生輸送のため、卸町駅でのタクシー待機、利用誘導など二次交通も強化すべきである。</p> <p>また、新幹線との接続や毎時同時分の運行など使いやすい運行ダイヤとすべき。</p>	<p>鉄道路線の維持・活性化につきましては、利用者増に資する利用促進策の継続的取組とともに、複数の公共交通の乗換機能を担う鉄道駅やバス停などの交通拠点の機能強化策を検討してまいります。</p> <p>また、交通事業者と連携し、乗継の円滑化やわかりやすい運行ダイヤの導入など、利用しやすい公共交通サービスの提供に努めてまいります。</p>

2	第5章	公共交通体系を実現させるための施策	<p>西口方面のバス路線、便数の増加、東口方面のような100円バス路線があるとうれしい。</p> <p>また、西口から東口に向かう道路の渋滞がひどいため、多くの方が公共交通機関を利用できるとよく、そのためには通学路に合わせたバス路線の再編も重要で、西口から駅だけではなく市役所方面までの直通バスがあるとありがたい。</p>	<p>現在、朝の通勤時間帯に西口方面の市内循環もりんバスを運行しており、また、過去に別ルートの循環バスの社会実験を行っておりますので、利用状況や地域の需要を見極めながら、路線の再編を含め、利用しやすい本市の公共交通を構築してまいります。</p> <p>また、渋滞緩和や脱炭素社会実現のためにも、自動車から公共交通への転換を促す取組も併せて実施してまいります。</p>
3	-	その他	<p>道路が狭く高齢者、子どもの歩行時に危険な箇所があるため、バス路線の整備に合わせて歩道の確保もお願いしたい。</p>	<p>幹線道路の整備は、歩道の設置や段差解消など、子どもや高齢者、障がい者の方々が安心して安全に利用できる道路づくりを進めております。</p> <p>引き続き、安全で快適な道路空間の創出に努めてまいります。</p>

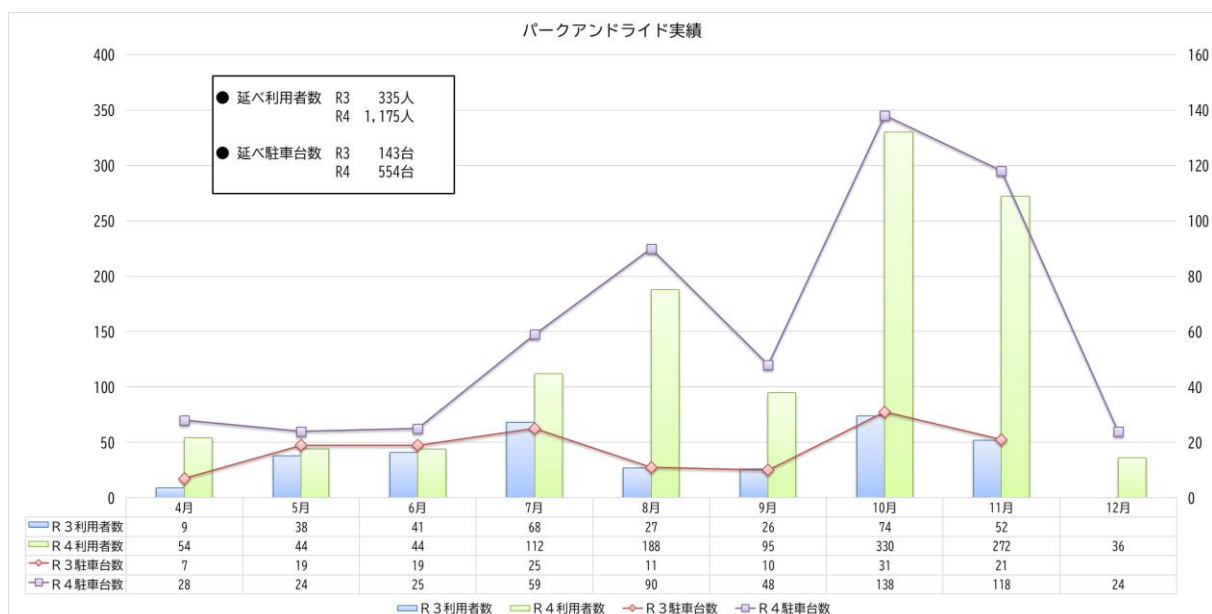
■ 「パークアンドライド事業」について（実績報告）

【実施概要】

1. 実施期間 令和4年4月2日～12月25日 ※土日祝日のみ
2. 実施場所 福島市役所本庁舎 西側駐車場
3. 利用時間 午前8時30分から午後6時まで ※受付終了：午後2時30分
4. 駐車台数 50台程度
5. 利用料金 100円/人（大人：12歳以上）
50円/人（子供：6歳から12歳未満）
6. 利用者特典 市内循環ももりんバス（1コース・2コース）が利用できる
1日フリー乗車券

【実施状況】

- ・期間中に90回実施し、延べ利用者数は1,175人（大人799人、子供376人）、1回あたりの平均利用者数は13人（6組）。
- ・利用人数が最も多かったのは、11月13日（街なかテーマパーク）で102人（40組）となり、多くの家族連れが来訪。
- ・8月5,6日（わらじまつり）、8月27日（ふくしま山車祭り）、10月8～10日（福島稲荷神社秋季例大祭）には、イベントの終了時間に合わせて利用時間を21時まで（受付終了19時）延長し、市のHPやSNSで広報することにより利用拡大を図りました。
- ・利用者の声などを取り入れながら、認知度向上に向けた広報の検討や分かりやすい駐車場の案内表示、お店と連携したチラシ作成や割引券等の配布など、今後もサービスの向上について検討して参ります。



【参考資料：SNS用広告】

【参考資料：CJ Monmo WEB広告（一部抜粋）】

【この記事を書いたのは...】CJ Monmo編集部・こうき&はるな
 こうき：サッカーと山登り、釣りをこよなく愛する編集者。福島のグルメを食べ歩いた結果、入社5年で10kg太った異いしん坊。ラーメンなら1日5杯はいけるラーメン好き。はるな：カフェ巡りなど、おでかけすることが好きな編集者。休日もカメラを持ち歩き、映え写真を求めてバシバシ。夢はCJ Monmoのインスタグラマー!?

福島市の街なかへ遊びに行く際、気になるのが駐車場の満車や交通渋滞など。
 し・か・し！そんな心配はご無用。なにやら『パークアンドライド』という制度があるらしい。
 そんな耳よりの情報を聞きつけたCJ Monmo編集部スタッフの「こうき」と「はるな」。その実態を探りつつ、しっかり得しちゃおうと企（くわだ）てるのであった…。

『パークアンドライド』利用で、「市内循環ももりんバス」が1日乗り放題に！

パークアンドライド駐車場は、福島市役所西側の一般駐車場（砂利）から入って北側にある、約50台も収容が可能だ

「シェアサイクル事業」について(経過報告)

1. 令和5年度シェアサイクルサービス向上について



令和5年度は、ポート及び自転車を増加し、更なる利便性向上を目指します。
また、自転車へのドレスガード設置や料金支払い方法にPayPay等追加し、サービス向上を図ります。

1. 自転車の増台【令和5年7月頃予定】

・新たに**20台自転車**を増台。全**70台**へ。

2. サイクルポート設置個所の増設【令和5年3月及び7月頃】

・ポートを**3カ所・40ラック**増設。全**18ポート**へ。
追加時期は、**3月(1カ所:福島駅東口交番前)**と自転車
納車される**7月頃(2カ所:設置場所検討中)**を予定。

3. 料金支払い方法にPayPay追加

・キャッシュレスな支払方法に、新たに「**PayPay**」を追加。

4. ドレスガード広告の実施【令和5年4月～】

・自転車へのドレスガード(スカート巻き込み防止)設置に合わせ、
民間事業者の広告を自転車へ掲載するドレスガード広告を実施。



▲令和5年3月追加のポート位置



▲ドレスガード広告掲載イメージ

○花見山臨時ポート(R5年度も実施)

・利用期間：令和5年3月25日(土)～4月16日(日)まで(交通規制期間)

2. シェアサイクル利用状況



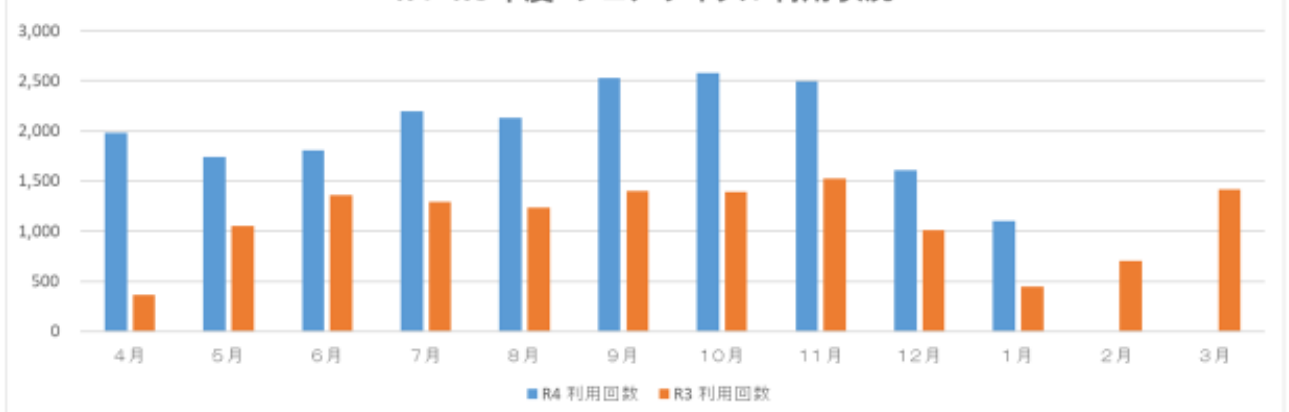
・令和4年度利用回数は、10月時点で前年度利用実績を上回り好調。
・令和5年3月、7月のポート追加、自転車増台によりサービス向上を進めながら、増設・増台後の各ポート利用状況等の把握・分析を進めて参ります。

○年度別・月別利用状況

	4月※1	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
R4年度	1,982	1,741	1,804	2,193	2,131	2,529	2,580	2,492	1,611	1,101			20,164
R3年度	365	1,049	1,362	1,294	1,238	1,402	1,396	1,524	1,012	443	706	1,419	13,210

※1. R3.4.20よりシェアサイクル社会実験開始。電動アシスト付自転車50台

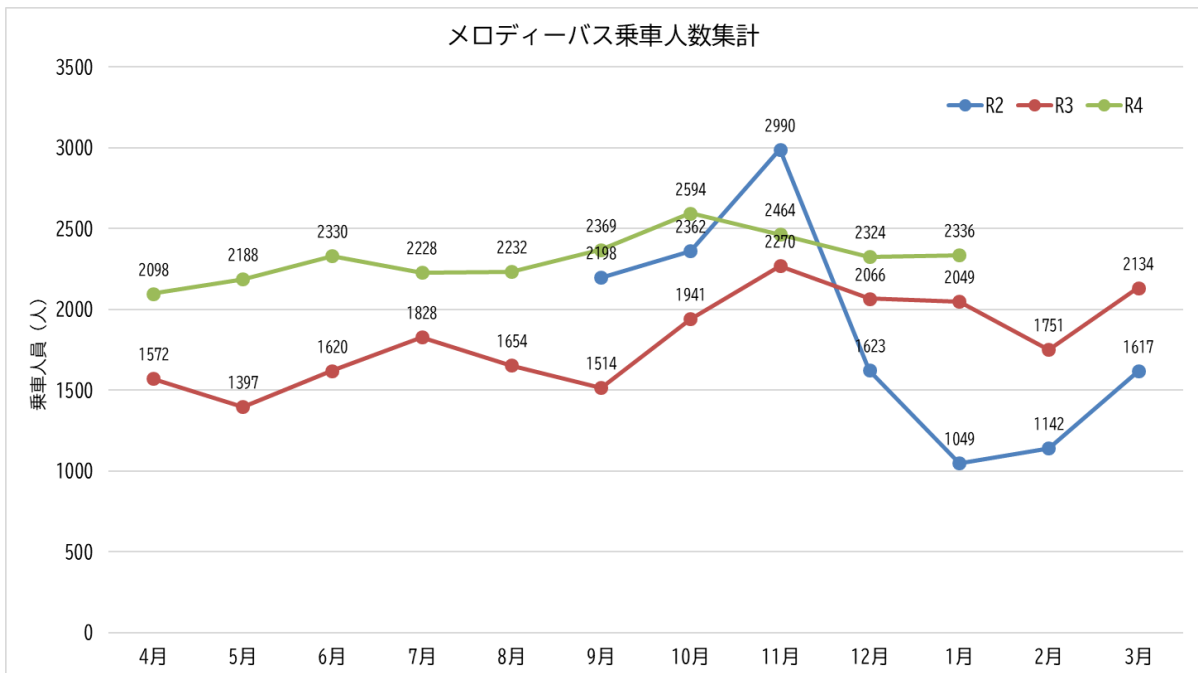
R4・R3年度 シェアサイクル利用状況



■「古関裕而メロディーバス事業」について（経過報告）

- ・令和2年9月1日～令和5年1月31日までの延べ利用者数は57,940人、1便当りの乗車人数は約6.6人。（定員24名、座席は13席）
- ・令和4年度の乗車人員は全体的に令和3年度を上回っており、コロナ禍から回復傾向にある。市民の足としても定着してきており、月の利用者は平均2,300人程度で推移。
- ・古関氏が野球殿堂入りしたことを記念し、メロディーバス窓への記念ロゴステッカー貼付けや「闘魂こめて～巨人軍の歌」「六甲おろし～阪神タイガースの歌」などの野球関連の曲目追加などの実施を検討中。

【参考：利用者数集計】



【参考：運行概要】

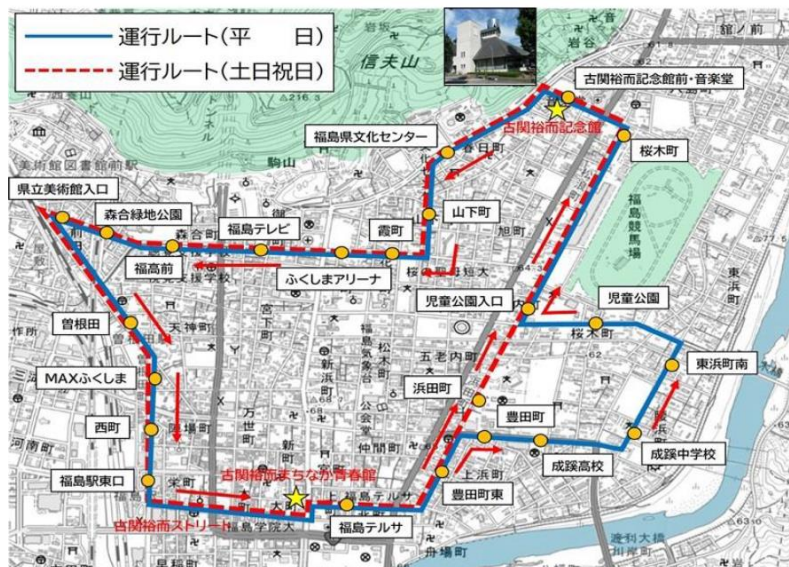


○ダイヤ

※福島駅東口発車時刻

平日	土日祝日
7:40	8:25
8:45	9:35
9:45	10:35
10:40	11:35
11:45	13:30
12:45	14:30
13:40	15:35
14:40	16:25
15:45	-
16:45	-
17:50	-

○運行ルート



福島市地域公共交通活性化協議会 令和5年度公共交通等事業計画（案）について

【協議会事業】

○地域公共交通利便増進実施計画の策定（事業費 7,755 千円）・参考1

福島市地域公共交通計画の基本理念である「人・まちをつなぎ、にぎわいを運ぶ、未来へとつながる公共交通体系の確立」をめざして、上位計画や関連計画との整合を図りつつ、福島市地域公共交通の利便増進事業に関する計画を策定します。

○モビリティ・マネジメント推進事業・・・・・・・・・・・・参考2

公共交通の利用方法や利便性を周知し、公共交通への親しみを醸成することで過度に自動車に頼る状態から公共交通や自転車などを『かしこく』使う方向へと自発的に転換することを促すモビリティ・マネジメント※を推進します。

※モビリティ・マネジメント(Mobility Management, 略称MM)とは、渋滞や環境、あるいは個人の健康等の問題に配慮して、過度に自動車に頼る状態から公共交通や自転車などを『かしこく』使う方向へと自発的に転換することを促す、一般の人々や様々な組織・地域を対象としたコミュニケーションを中心とした持続的交通施策

○パークアンドライド事業（事業費 4,000 千円）・・・・・・・・参考3

令和4年度に引き続き、市役所本庁舎付近にパークアンドライド駐車場を確保し、そこから路線バスやシェアサイクルなど、車によらない移動手段によって街なかへ往来できるようにすることで、中心市街地における滞在時間の増加や回遊性向上による賑わいの創出に取り組みます。

【その他事業（市事業）】

○地域で支える交通（小さな交通）推進事業

地域住民が自ら計画・運行する「小さな交通」に対し、アドバイザー派遣や運行に対する支援を行います。

○（仮称）福島市サインガイドラインの作成

ユニバーサルデザインの視点から、誰もがみやすい、分かりやすいサイン（ピクトグラム・ひらがな・外国語併記等）のガイドラインを作成します。

※福島市バリアフリー基本構想に位置付けた事業

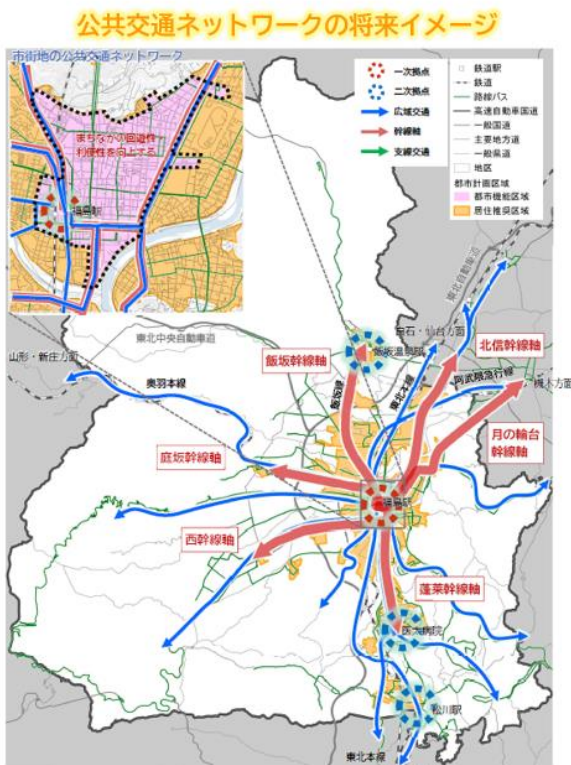
○地域公共交通利便増進実施計画の策定について

福島市地域公共交通計画では、既存バス路線の見直しや小規模需要エリアの移動手段確保などの利便増進を実施することとしています。これら地域公共交通計画の事業を実施するにあたり、関係者間で協議等を行いながら具体的な計画を作り、利便増進実施計画としてまとめます。(計画期間：令和6年～10年)

【地域公共交通利便増進事業とは】

地方公共団体が中心となって、路線ネットワークにとどまらず、運賃やダイヤ等の見直しも含めた利用者の利便の増進に資する取組を通じて、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図る事業

【福島市の利便増進事業イメージ】



出典(※1)国土交通省『地域公共交通計画等の作成と運用の手引き』
 (※2)自治体連携Online『住民生活と事業者の働き方を支える「スマートバス停」という発想』

広域交通・幹線軸の利便性向上と効率化

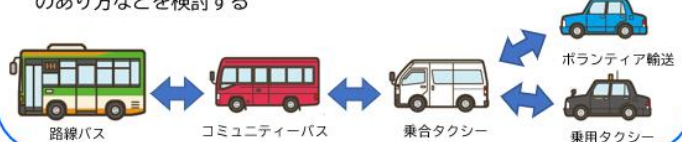
- ・高頻度運行、等間隔運行、パターンダイヤの導入などを検討し、利便性の向上を図る。
- ・乗車密度の低い路線を中心に、車両のダウンサイジング、デマンド交通等への転換などを検討し、運行の効率化を図る。



等間隔運行・パターンダイヤのイメージ図(※1)

公共交通不便地域へフィーダーシステムを導入

- ・公共交通不便地域を明確にし、幹線軸に接続するフィーダーシステムを導入する地域を検討する。
- ・市民共創による持続可能な移動手段とするため、デマンドタクシーやボランティア輸送など地域の実情に合った輸送手段の導入スキームや運営支援のあり方などを検討する



利用者が分かりやすい情報提供方法の検討

- ・福島駅などの主要拠点において、運行状況や行き先などの情報を利用者にわかりやすく提供する方法を検討する。

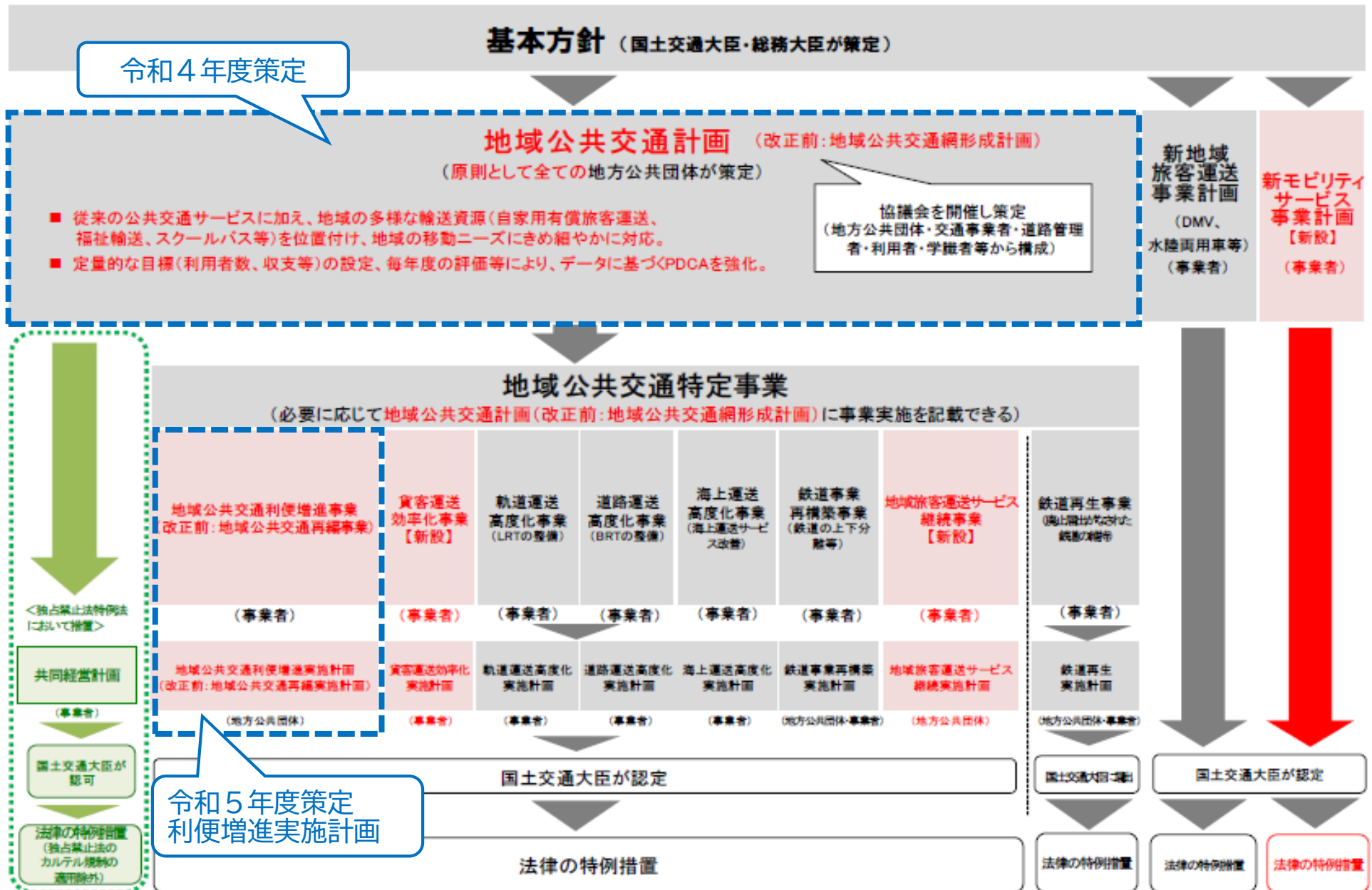


バス停へのデジタルサイネージ導入事例(※2)

【計画の策定スケジュール(予定)】

- ・業務委託の契約 : R5.6
- ・現況調査、関係者協議等 : R5.6～9
- ・計画(案)の取りまとめ : R5.10～R5.12
- ・計画策定 : R6.3

【活性化再生法に基づく計画制度の体系】

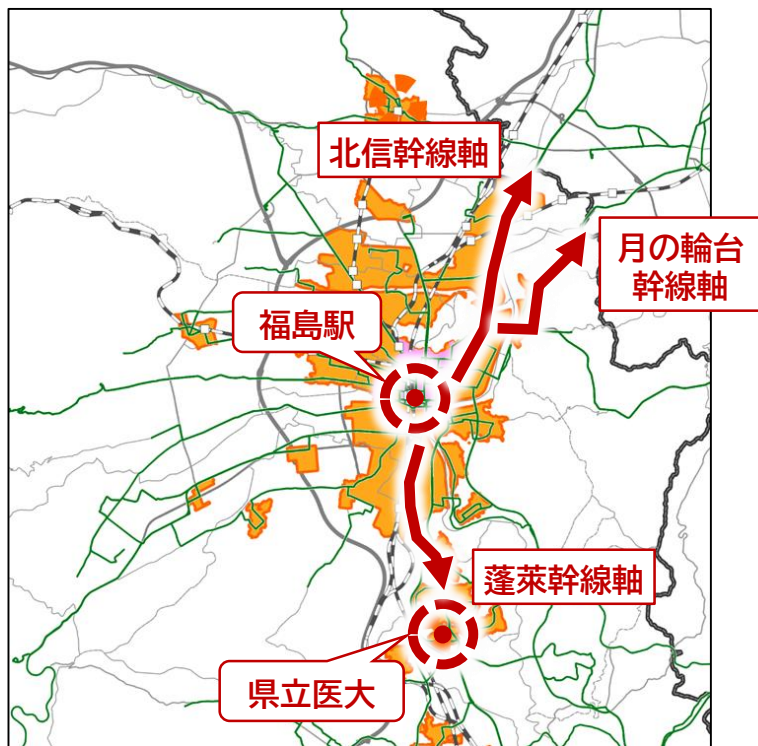


広域交通・幹線軸の利便性向上と効率化

北信幹線軸、月の輪台幹線軸、蓬萊幹線軸の高頻度運行を維持・確保しながら、等間隔運行、パターンダイヤの導入などを検討し、利便性の向上を図る。



等間隔運行・パターンダイヤのイメージ図

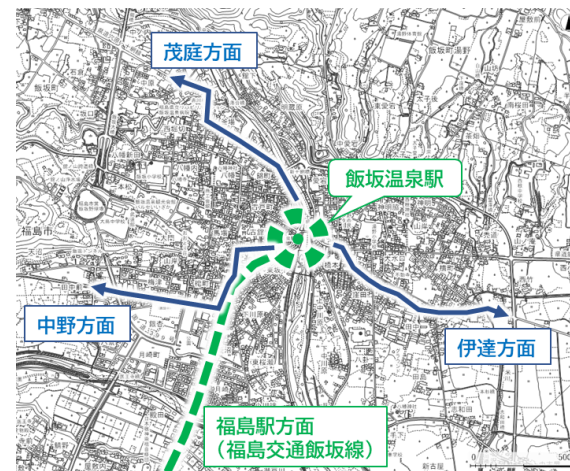


各幹線軸のイメージ図

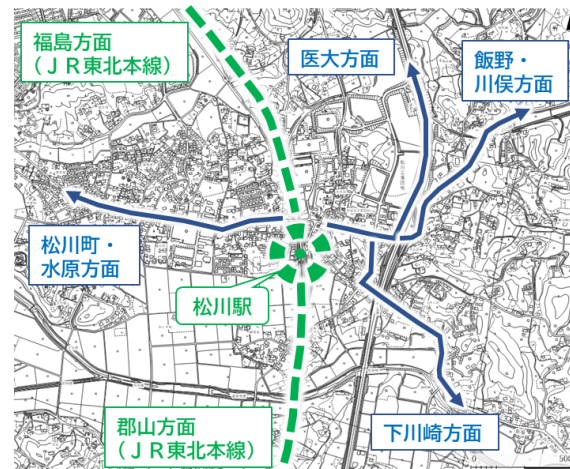
交通拠点に接続する路線の再編

二次拠点に位置付けられている、飯坂温泉駅、松川駅に接続する路線をフィーダー系統と位置づけ、既存の運行形態をコミュニティバスや乗合タクシーなど地域の実情にあった輸送手段の導入を検討し、利便性向上を図る。

福島交通飯坂線 飯坂温泉駅



JR東北本線 松川駅



〇モビリティ・マネジメント推進事業について

モビリティ・マネジメントは、1人1人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促すコミュニケーションを中心とした交通政策で、地域公共交通計画、施策7-2に記載しました。

交通意識と過度な自動車利用から公共交通などを適切に利用する方向に変えることを目的に、ナッジ理論（※）等のフレームワークも活用しながら、モビリティ・マネジメントの手法を検討し実施します。

（※）ナッジ（nudge：そっと後押しする）とは、行動科学の知見の活用により「人々が自分自身にとってより良い選択肢を自発的に取れるように手助けする政策手法」

【実施内容（案）】

市民、転入者、学生等向けモビリティ・マネジメント

- ・公共交通の乗り方等教室
- ・シェアサイクルの使用法説明
- ・環境にやさしい公共交通利用促進PR（ナッジカードの活用等） など



※ナッジカードの例（出典：国土交通省中国運輸局資料より）

《参考》令和4年度実施 福島交通(株) バスロケ・乗り方教室



○パークアンドライド事業について

中心市街地の賑わいを創出するため、令和5年4月1日（土）から令和5年12月3日（日）まで、「パークアンドライド事業」を実施いたします。

【実施概要】 ※赤文字は令和4年度からの変更点

1. 実施期間 **令和5年4月1日（土）～12月3日（日）**
※土日祝日のみ実施
2. 実施場所 **福島市役所本庁舎 北側駐車場**
3. 利用時間 午前8時30分から午後6時まで
※受付終了：午後2時30分
4. 駐車台数 **40台程度**
5. 利用料金 100円/人（大人：12歳以上）
50円/人（子供：6歳から12歳未満）
※市内循環もりんバス（1コース・2コース）が利用できる1日フリー乗車券をお渡しします。

【参考：駐車場位置図】



【参考：R4パークアンドライドパンフレット】

中心市街地に出かけよう! 新しいおでかけスタイル!

パークアンドライド

2022.4/2(土)スタート! 2022.12/25(日)まで

土・日・祝日限定
午前8時30分から午後6時まで
(受付終了:午後2時30分)

イベントやお買い物など、
中心市街地へのおでかけ時にご利用ください!!

自宅 → パークアンドライド駐車場 → 市内循環もりんバス / MOMORINシェアサイクル → 中心市街地

パークアンドライド駐車場

- ① 管理員詰所で受付
- ② 駐車場に入場
- ③ 市内循環もりんバスに乗り換える
- ④ アンケートに回答

市内循環もりんバス

中心市街地へは市内循環もりんバスをご利用ください。

パークアンドライド利用料金
100円(税込)/人(大人:12歳以上)
50円(税込)/人(子供:6歳から12歳未満)
※1歳~6歳未満の子供は、大人1人につき2名までは無料
※1歳未満(0歳)の子供は無料

利用特典 市内循環もりんバス(1コース・2コース)が利用できる1日フリー乗車券をお渡しします!

MOMORINシェアサイクル

電動アシスト付自転車でラクラク!

利用料金 50円(税込)/30分
※自転車の台数は取りがありません。
※24時間利用可(好きな期間、タイムゾーンで)
12ヵ所へ返却可(サイクルポート49ヵ所でも返却可)

無人貸出(スマホひとつで簡単)

お問い合わせ:福島市役所 交通政策課 TEL.024-535-1111

市内循環もりんバスのご利用方法

中心市街地へは10分から20分間隔で巡っている市内循環もりんバスが、お便りにご利用いただけます。

パークアンドライド利用料金
100円(税込)/人(大人:12歳以上)
50円(税込)/人(子供:6歳から12歳未満)
※1歳~6歳未満の子供は、大人1人につき2名までは無料
※1歳未満(0歳)の子供は無料

パークアンドライド利用者特典
市内循環もりんバス(1コース・2コース)が利用できる1日フリー乗車券をお渡しします!

※パークアンドライドで駐車した乗客は、市内循環もりんバスの好きな入場時刻前でも乗り換えることができます。

【特記事項】
※パークアンドライド利用開始以前にはお申し込みできません。
※乗降の順番、乗車券にご確認ください。
※市内循環もりんバス(1コース・2コース)のみご利用いただけます。
※本庁舎(大前)前降車場(1)から降車はできません。
※お帰りの際は、乗車券を返却してください。

お問い合わせ:福島交通株式会社 TEL.024-535-4101

電動アシスト付自転車でラクラク! MOMORINシェアサイクルのご利用方法

利用料金 50円(税込)/30分
以降は、30分毎に50円(税込)加算
※自転車の台数は取りがありません。

- 1 初めてご利用の方
- 2 借りの
- 3 返却する

お問い合わせ:コールセンター(ecobike) TEL.03-5308-0406

福島市地域公共交通活性化協議会 令和5年度予算(案)

下記のとおり提案いたします。

令和5年度 歳入予算額	17,834,000 円
令和5年度 歳出予算額	17,834,000 円
差引	0 円

【歳入】

(単位:円)

款	項	目	金額(千円)	内 容
1	負担金補助及び交付金		17,833	
	1	負担金	12,018	
		1 負担金	12,018	・福島市地域公共交通活性化協議会負担金 12,018,000
	2	補助交付金	5,815	
		1 補助金	5,815	・地域公共交通確保維持改善事業費補助金 5,815,000 ・福島県地域公共交通活性化事業補助金 3,877,000 1,938,000
3	諸収入		1	
	1	雑入	1	
		1 雑入	1	・預金利子等 1,000
合 計			17,834	

【歳出】

(単位:円)

款	項	目	金額(千円)	内 容
1	運営費		236	
	2	旅費	53	
		1 普通旅費	53	・計画関係協議:東京都(国交省) @ 22,920 (課長級以上) × 1 人 × 1 回 22,920 @ 22,420 (その他) × 1 人 × 1 回 22,420 ・計画関係協議:他自治体 @ 1,300 (課長級以上) × 1 人 × 2 回 2,600 @ 1,250 (その他) × 2 人 × 2 回 5,000
	3	需用費	144	
		1 消耗品費	61	・事務用品等購入 61,000
		2 印刷製本費	47	・資料作成、図面焼付け 47,000
		3 食糧費	36	・協議会飲物 @ 100 × 30 人 × 6 回 18,000 ・分科会等飲物 @ 100 × 30 人 × 6 回 18,000
	4	役務費	39	
		1 手数料	24	・振込手数料 @ 880 × 27 回 23,760
		2 保険料	15	・まち歩き点検保険料 @ 500 × 30 人 × 1 回 15,000
2	事業費		17,598	
	1	委託料	11,755	
		1 委託料	11,755	・パークアンドライド事業費 @ 4,000,000 × 1 箇所 4,000,000 ・地域公共交通利便増進実施計画策定業務委託 (内 国補助3,877,000円、県補助1,938,000円) 7,755,000
	2	負担金補助及び交付金	5,816	
		1 負担金	5,816	・福島市への返納金 5,816,000 ※国・県補助及び預金利子等
	3	使用料及び賃借料	27	
		1 その他の使用料 及び賃借料	27	・まち歩き点検会場使用料・駐車場代 @ 27,000 × 1 箇所 27,000
合 計			17,834	

《参考》市費(福島市地域公共交通活性化協議会関連予算分)

(単位:円)

節	細節	金額(千円)	内 容
07	報償費	456	
	02 その他報償	456	・協議会等委員報償 @ 8,000 × 9 人 × 3 回 216,000 ・分科会等委員報償 @ 8,000 × 10 人 × 3 回 240,000
08	旅費	82	
	02 費用弁償	82	・委員旅費 @ 27,020 × 1 人 × 3 回 81,060
合計		538	

福島市地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について

1. 主旨

令和5年度に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第27条の16第1項に基づく「福島市地域公共交通利便増進実施計画」を策定するため、当該要綱を改正する。

2. 改正概要

本要綱第1条（目的）及び第3条（所掌事務）に、地域公共交通利便増進実施計画策定に関する規定を追加する。

3. 添付資料

別紙7-1・・・「福島市地域公共交通活性化協議会設置要綱新旧対照表」

別紙7-2・・・「福島市地域公共交通活性化協議会設置要綱」改正案

福島市地域公共交通活性化協議会設置要綱新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 福島市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要な公共交通等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関する協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化・再生法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域内における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保並びに地域公共交通の活性化及び再生の推進に資するため、活性化・再生法第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画及び同法第27条の16第1項の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画の策定並びに実施に関する協議を行い、あわせて、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)第24条の4第1項及び同法第26条第1項の規定に基づき、第24条の2第1項の規定に基づく移動等円滑化促進方針(以下「バリアフリーマスタープラン」という。)及び同法第25条第1項の規定に基づく移動等円滑化基本構想(以下「バリアフリー基本構想」という。)の策定並びに実施に関する協議を行うため、設置する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 協議会は次に掲げる事務を所掌する。 (1)地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 福島市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要な公共交通等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関する協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化・再生法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域内における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保並びに地域公共交通の活性化及び再生の推進に資するため、活性化・再生法第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画の策定及び実施に関する協議を行い、あわせて、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)第24条の4第1項及び同法第26条第1項の規定に基づき、第24条の2第1項の規定に基づく移動等円滑化促進方針(以下「バリアフリーマスタープラン」という。)及び同法第25条第1項の規定に基づく移動等円滑化基本構想(以下「バリアフリー基本構想」という。)の策定及び実施に関する協議を行うため、設置する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 協議会は次に掲げる事務を所掌する。 (1)地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること</p>

- (2)市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事
- (3)地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画の策定並びに変更の協議に関する事
- (4)地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画の実施に係る協議並びに連絡調整に関する事
- (5)地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に位置づけられた事業の実施に関する事
- (6)総合的な交通政策の推進に必要と認められる事項に関する事
- (7)バリアフリーマスタープラン及びバリアフリー基本構想の策定並びに変更の協議に関する事
- (8)バリアフリーマスタープラン及びバリアフリー基本構想の実施に係る協議並びに連絡調整に関する事
- (9)その他、協議会の目的を達成するために必要な事

第4条から第16条 (略)

附 則

1 この要綱は、令和4年3月29日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年2月●日から施行する。

別表(第4条関係) (略)

- (2)市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事
- (3)地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事
- (4)地域公共交通計画の実施に係る協議及び連絡調整に関する事
- (5)地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事
- (6)総合的な交通政策の推進に必要と認められる事項に関する事
- (7)バリアフリーマスタープラン及びバリアフリー基本構想の策定及び変更の協議に関する事
- (8)バリアフリーマスタープラン及びバリアフリー基本構想の実施に係る協議及び連絡調整に関する事
- (9)その他、協議会の目的を達成するために必要な事

第4条から第16条 (略)

附 則

1 この要綱は、令和4年3月29日から施行する。

附 則

別表(第4条関係) (略)

福島市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(目的)

第1条 福島市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要な公共交通等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関する協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化・再生法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域内における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保並びに地域公共交通の活性化及び再生の推進に資するため、活性化・再生法第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画及び同法第27条の16第1項の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画の策定並びに実施に関する協議を行い、あわせて、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)第24条の4第1項及び同法第26条第1項の規定に基づき、第24条の2第1項の規定に基づく移動等円滑化促進方針(以下「バリアフリーマスタープラン」という。)及び同法第25条第1項の規定に基づく移動等円滑化基本構想(以下「バリアフリー基本構想」という。)の策定並びに実施に関する協議を行うため、設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、福島市五老内町3番1号(福島市役所内)に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1)地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること
- (2)市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること
- (3)地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画の策定並びに変更の協議に関すること
- (4)地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画の実施に係る協議並びに連絡調整に関すること
- (5)地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (6)総合的な交通政策の推進に必要なと認められる事項に関すること
- (7)バリアフリーマスタープラン及びバリアフリー基本構想の策定並びに変更の協議に関すること
- (8)バリアフリーマスタープラン及びバリアフリー基本構想の実施に係る協議並びに連絡調整に関すること
- (9)その他、協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会の委員は、次の各号に定める者で組織し、福島市長が委嘱する。

- (1)福島市長又はその指名する者
- (2)旅客の運送を行う鉄道事業者が指名する者
- (3)一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者
- (4)一般乗用(貸切)旅客自動車運送事業者が指名する者
- (5)一般旅客自動車運送事業者の組織する団体が指名する者
- (6)一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
- (7)市民又は利用者の代表
- (8)障がい者団体等の代表又はその指名する者
- (9)道路管理者又はその指名する者
- (10)福島県福島警察署長又はその指名する者
- (11)福島県福島北警察署長又はその指名する者
- (12)国土交通省東北運輸局長が指名する者
- (13)福島県の関係行政機関の職員
- (14)学識経験者
- (15)福島市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 委員は、会議への出席及び議決権の行使を、代理人に委任することができる。
- 4 会議の議決を要する事項については、出席委員(代理人を含む。以下同じ)の全会一致を原則とするが、これが困難な場合は、出席委員の3分の2以上の同意で決する。
- 5 会長は、必要と認めるときは委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 6 会議は書面にて協議することができる。
- 7 会議は、原則として公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事運営及び、個人情報等の取扱い

等については十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(地域分会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じて、地域ごとに地域分会を設置することができる。

2 地域分会は、関係する一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用(貸切)旅客自動車運送事業者、その他必要と認められる者をもって構成する。

3 地域分会において協議が調い、原則として地域の関係者間の同意が得られた事項について協議会に提案することができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、福島市都市政策部交通政策課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監事及び監査)

第14条 協議会に監事を2名置き、協議会の会計監査を行う。

2 監事は、委員の中から会長が指名する。

3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散したときは、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月14日から施行する。
- 2 福島市地域公共交通会議設置要綱は廃止する。
- 3 福島市地域公共交通網形成計画策定協議会設置要綱は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月29日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年2月●日から施行する。